

令和9年度滋賀県立高等学校特別事情による出願について

1 滋賀県立高等学校特別事情による出願手続

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営等規則」という。）では、保護者等が県内に居住するときは、その志願する高等学校に出願することができるかと規定されている。

したがって、原則として、出願日現在において、親権者または未成年後見人の住所（生活の本拠をいう。以下同じ。）が滋賀県内にない場合には、滋賀県教育委員会教育長の特別事情による出願許可を受けなければ出願することができない。

2 特別事情による出願許可が受けられる要件

(1) 次の事項のいずれかに該当すること。

- ① 保護者等の住所が令和9年4月30日までに滋賀県内へ変更されることが明確である場合
- ② 隣接府県から志願する者が地形・交通等により、その府県内の高等学校に通学することが非常に困難な場合
- ③ 志願者が県内に勤務地を有し、または有する見込みであり、かつ、定時制または通信制の課程への入学を志願する場合
- ④ 全国募集に志願するなど、その他、滋賀県教育委員会がやむを得ない事情があると認める場合

(2) 越境入学の意図がないこと。

(3) 他の公立高等学校と併願していないこと。

3 入学の不許可または取消

管理運営等規則に反し、虚偽の申請によって許可を得て高等学校に出願し、または入学したことが判明した場合は、当該高等学校長は、その者の入学を許可せず、または入学の許可を取り消すことができる。

4 出願変更の場合の特別事情による出願

出願変更をすることにより、許可書の書き替えを必要とする場合は、速やかに手続きをすること。

5 申請書記載上の注意

- (1) 使用する文字は楷書、数字は算用数字とし、黒色のボールペン等（消せるボールペンは不可）を用いて記入すること。
- (2) 保護者等および志願者の住所は、住民票記載事項証明書に記載されているとおり記入すること。
- (3) 保護者等および志願者の氏名は、住民票記載事項証明書に記載されている氏名をそれぞれ署名すること。
- (4) 外国人の場合は、住民票記載事項証明書または在留カードに記載されているとおり氏名を署名し、居住地を記入すること。
- (5) 志願の理由については、具体的に記入すること。

6 事前相談

下記の説明会もしくは個別相談のいずれかに参加すること。

(1) 説明会

① 場所

滋賀県庁東館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

② 日時

令和8年11月2日(月)午後

(2) 個別相談

① 場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

② 期間

令和8年11月4日(水)から令和8年12月4日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

7 特別事情による出願許可申請の来庁受付

(1) 場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課（大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571）

(2) 期間（土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

	一次募集出願の場合	出願変更の場合	二次募集出願の場合
全日制および 定時制	令和9年1月18日(月) ～令和9年1月29日(金)	令和9年2月10日(水) ～令和9年2月15日(月) 正午	令和9年3月11日(木) ～令和9年3月12日(金)
大津清陵高等学校 (通信制)	令和9年2月10日(水) ～令和9年3月9日(火) 正午		令和9年3月12日(金) ～令和9年3月19日(金) 正午

※一部の受付期間について、受付最終日は正午までの受付とします。

(3) 方法

別表の必要書類を上記(1)の場所に持参し、申請すること。内容を審査し、適正と認められた場合は、滋賀県立高等学校特別出願許可書（特出3号）を交付する。

8 その他

(1) 特別事情による出願許可の事例と必要書類については**別表**を参照すること。

(2) 申請用紙は、事前相談時に交付する。

(3) 出願日現在において、保護者等の住所が滋賀県内にあり、滋賀県外の公立高等学校に入学志願をする者は、事前に当該学校を設置する教育委員会に相談すること。

(4) 児童養護施設を通じて施設に入所している志願者等について当該施設の長や里親等が保護者となる場合、この手続は不要だが、中学校長により保護者が親権者以外の者となることについて副申書を作成し、出願書類に添えて提出すること。